第四項第二号		
前条第五項第一号イ	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧効力措置法施行令」という。）
第六十八条の九第一項」とあるのは	第六十八条の九第一項」とあるのは	法第六十八条の九第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力連結措置法」という。）
第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧効力措置法施行令」という。）
第六十八条の九第六項」とあるのは	第六十八条の九第六項」とあるのは	法第六十八条の九第六項」とあるのは「旧効力連結措置法
第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは「旧効力措置法施行令
第三十九条の三十九第三十二項第二号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第二号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第二号」とあるのは「旧効力措置法施行令
第六十八条の九第二項」とあるのは	第六十八条の九第二項」とあるのは	法第六十八条の九第二項」とあるのは「旧効力連結措置法
第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは「旧効力措置法施行令
第六十八条の九第三項	第六十八条の九第三項	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第三項
及び法	及び旧効力連結措置法	
第三十九条の三十九第三十二項第四号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第四号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第四号」とあるのは「旧効力措置法施行令
「第六十八条の九第七項」とあるのは	「法第六十八条の九第七項」とあるのは	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧効力連結措置法
又は法	又は旧効力連結措置法	
第三十九条の三十九第三十二項第七号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第七号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第七号」とあるのは「旧効力措置法施行令
第六十八条の九第一項」とあるのは	新租税特別措置法施行令第二十七条の四第五項第一号イ	
法第六十八条の九第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力連結措置法」という。）	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧効力措置法施行令」という。）	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力連結措置法」という。）

第四項第三号		
において法	において旧効力措置法	
法第四十二条の四第十一項第三号	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項第三号	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項第三号
前条第五項第三号イ中「	第三十九条の三十九の二第十六項	旧効力措置法施行令第三十九条の三十九の二第十六項
	同条第三十六項」とあるのは「	同条第三十六項」とあるのは「旧効力措置法施行令
	法第六十八条の九の二第八項第七号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号
	法第六十八条の九の二第六項	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第六項
	第三十九条の三十九の二第十三項	旧効力措置法施行令第三十九条の三十九の二第十三項
	同条第三十三項」とあるのは「	同条第三十三項」とあるのは「旧効力措置法施行令
	法第六十八条の九の二第八項第三号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第三号
	第六十八条の九第七項」とあるのは	法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧効力連結措置法
	法第六十八条の九の二第三項又は	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第三項又は法
	第六十八条の九第三項」とあるのは	法第六十八条の九第三項」とあるのは「旧効力連結措置法
	第三十九条の三十九第三十二項第二号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第二号」とあるのは「旧効力措置法施行令
	第六十八条の九第二項」とあるのは	法第六十八条の九第二項」とあるのは「旧効力連結措置法
	第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第五号」とあるのは「旧効力措置法施行令
	第六十八条の九第六項」とあるのは	法第六十八条の九第六項」とあるのは「旧効力連結措置法
	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは	第三十九条の三十九第三十二項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧効力措置法施行令」という。）